

時局日誌（六十九回）

H 生

六月五日

綿織物最高販賣價格指定昭和十七年三月

告示第二八八號中改正（商工省告示第四

九七號）綿織物最高販賣價格指定（商工省

告示第四九八號）公布

天皇陛下には故山本五十六元帥の赫々

たる武功を思召され國葬前日の四日には

靈前に勅使を御差遣、優渥なる誄を賜う

て厚く弔せしめられたのであるが、國を

擧げて喪を服し英魂永久に神鎮まる國葬

當日の五日、日比谷葬場へ勅使を差遣は

されて靈前に玉串を供せしめられ、この

日畏くも陛下には慶朝あらせられて終

日御政務室に出御あそばされず、御輿に

來兩提督とアツツの勇士たちと、何を語

にある太平洋の守護神は、いま山口、加
南支方面、警備地盤周邊の掃蕩四月中

て御転悼殊のほか深き御一日を過させられたと承る。

山本提督の戰死、アツツの玉碎突擊、

そしてつひに山本五十六元帥を送葬する

國葬の日が來た、葬場には最も勅使な

らびに御使の御差遣、各宮殿下の御拜禮、

御代拜を仰ぎ、参列の高位顯官をはじめ

國を擧げての哀悼と痛憤の中に潛流する

熾烈なるもの、雄勁なるものよ、九年前

に東郷元帥を送つた同じ六月五日「元帥

海軍大將正三位大勳位功一級山本五十六

墓のしるべは死してなほわれらとともに

忘れじ、決戦下のこの國葬。

りたまぶか、葬列の沿道を湧いた切々たる嗚咽は、英魂の誠忠にこたへ續く一念の表現だつた。定めの國民遙拜の時刻、

駕道に、鎧鎗纏の前に、びしと捧げた祈念は、そのまま無言の民族宣言だつた、

柩前祭の儀、靈車發引の儀、葬場の儀、

墓所の儀いづれもひとへに古式に則つて

進められ、たゞかひを映す何の強調も格

別の異例もなかつたが、一億の心衷は唯

一つの猛き思ひに沸り結ばれて祖國の新

しいいのちを感じた、われくは期して

忘れじ、決戦下のこの國葬。

交戰回數二千百十八、交戰兵力三十五萬一千、重慶軍戰死者二萬一千五百、俘虜者よび歸順七千二百五十、主要鹵

獲品（括弧内は同弾薬）野山砲^{よのや}及び
迫撃砲八十八（六千百）重輕機四百五
三十二（八萬七千九百）各種小銃二千
二百十三（七十七萬三千九百）拳銃一千

四百六十六（六千二百）手榴彈四萬

雷、火薬被服等多數。

八。

本日勲一等徳彦王殿下ノ情願ヲ允サレ旗
田ノ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラル。

昭和十八年六月七日 宮内大臣

大本營發表 帝國海軍航空部隊は六月五日ショートランド島に來襲せる敵機群

を邀撃、其の二十機を擊墜、五機を擊破せり、我方未歸還三機。

陸軍省發表 第二次長沙作戰において

武功抜群なりし糸日谷歩兵部隊同配屬部

隊に對し義に軍司令官より感狀を授與せられしが今般畏くも上聞に達せられたり

は炎上四十機、同期間に於ける我方の損害自爆又は未だ歸還せざるもの九機、大破二十四機なり。

ルツセル島上空において日本機と交戦、
わが方は七機を失つた。▲ブエノスア

【同盟】ワシントン來電
米

國海軍省は八日公報をもつて次の通り發表した。六月七日早朝有力な日本軍航空

部隊はルツセル島の米軍陣地に來襲し米

軍戦闘機隊と空中戦をなしなか右單闘に
おいて米軍は七機を喪失した。

河南省におけるわが精銳部隊の五月中
の奮戦(左の如く)。

△交戦回數一一一△交戦敵兵力四八、

五七五△敵遺棄死體六五三△捕虜三八
三△鹵獲品重機五、輕機九、小銃二五

八、同彈藥九、四九九、その他多數

獨軍當局は世界各戦域において日獨伊
樞軸軍が五月中旬に反樞軸商船八十五萬一

千トンを撃沈した旨發表した。即ち△日

本軍一三十三萬三千トン△獨軍一四十三

萬トン△伊軍一八萬八千トン

日本證券取引所の總裁副總裁二名は政府の任命によるが總裁は井坂孝氏、副總裁は副島千八氏原邦造氏に決定した。

六月九日

大本營發表 帝國海軍航空部隊は六月

七日戰鬥機の大編隊を以てルツセル島上

空に進撃、敵機群と激烈なる空戦を交へ

其四十九機を擊墜せり、我方未歸還六機

總統大本營九日正午發表 クバン地區に

おける赤軍は、過去十四日間に歩兵十三

ヶ師團、歩兵三ヶ旅團、戰車六集團から

なる兵力をもつて強力なる空軍の掩護下

に反撃を企圖したが獨軍はこれに大損害

を與へて完全に撃退した、赤軍の損害は

戰車及び飛行機のみでもそれく百臺三百

百五十機に達してゐる。

獨空軍編隊はアゾフ海東海岸において

赤軍上陸用舟艇四十七隻を擊沈した。

獨軍筋の言明によればドイツ空軍は六

月八日東部戰線における空中戦で再び大

戰果を擧げ、ソ聯飛行機百四十一機を擊墜したといはれる、これに對しドイツ空軍は僅かに三機を喪失したのみである。

大本營發表 南太平洋方面帝國陸海軍航空部隊は地上火器に依り本年三月一日以降五月末迄に敵飛行機に對し次の損害を與へたり。

擊墜二百四十九機 撃破三十二機

大元帥陛下には、南に北に大陸に熾烈

なる航空擊滅戦が展開されつゝある決戦

下、皇軍防空兵器のうへに深き大御心を

寄せ給ひ、十日午後御乗馬運動のみぎ

り宮城内舊本丸跡馬場および主馬寮廣場

に出御、陸軍が科學、技術の粹を誇る電

波による防空兵器、高射砲、高射機關砲

等の新兵器を約一時間にわたつてつゞきに天覽あらせられた。

國家の總力を戰力増強の一點に凝集すべき現段階に對應し文部省ではかねて飛

行機搭乗員その他の皇軍幹部養成と生産

補防衛總參謀長 陸軍中將 佐野 忠義

増強に當らしむるための學徒動員計畫を確立すべく、陸軍、海軍、厚生、農林各

省、企畫院等關係各官廳と連絡協議中であつたが、實施方法の細目を殘したほか

はほど大綱に關する成案を得るにいたつた、よつて岡部文相は十日の官公私立大

學長會議でその方針を明示したうへ大學側の忌憚のない意見を聽取したところ、

全學園は今や擧げて何時なりとも蹶起すべき態勢と氣概に燃えてゐることが明か

にされたので、文部省では速かに具體案を調整した上これが實施を期することになつた。

ドイツ軍筋の言明によればドイツ軍は三月中旬以降五月八日までの四次にわた

るクバン橋頭堡の戰闘において赤軍戰車總計四百三十三臺を擊破した。

英國空軍省は爆撃機隊が十二日夜西部

ドイツの工業都市ボーフムを爆撃し其際二十四機を喪失した旨十三日公表した。

補東京師團長

栗林 忠道

七七、地雷一一七、軍馬八二その他多

補善通寺師團長

坂口 静夫

パンテラリア島のイタリア軍は敵の猛

外立岩治陸軍中將は去る一月二十六日

ビルマ泰國境附近にて陣歿せり。

六月十二日

木船保険法施行令(勅令第四九二號)細類及細幅織物最高販賣價格指定昭和十七年十月告示第一一五五號中改正(商工省告示第五一四號)公布

大本營發表 帝國陸軍航空部隊は六月十日衡陽飛行場を攻撃し敵飛行機六機を擊墜、七機を炎上又は撃破せる外數機に損傷を與へたり、我方の損害自爆一機。

海軍中將 山縣 正卿

補高雄警備府司令長官

蒙驥地區における○○鄰隊五月中の総

合戰果次の通り

交戦回數八七、交戦兵力七、六〇一、

敵遺棄死體六六二、俘虜一〇九、主な

る鹵獲品、輕機一一、小銃一六三、自

動短銃三、拳銃六、群砲七、手榴彈四

ある。

十二日伊軍司令部はパンテラリア島の伊守備軍が十一日遂に抵抗を停止した旨發表した。

五月中旬行はれた第一回行政查察の結果については七日の閣議において鈴木行

政查察使より東條首相に對し報告があつたが、右に基いて首相は十二日午前十一時宮中に參内して委曲奏上、種々御下問

に奉答して退下した、よつて鈴木查察使は同日午後四時左の如き談話を發表、行

政查察によつて明かとなつた鐵鋼生産の隘路を指摘し、決戦下その克服に官民協

力一致すべき旨を強調した。

米國空軍の四發爆撃機隊は二隊に分れれば敵は右上陸作戦に際し一萬三千トンの輸送船一隻、上陸用舟艇十三隻、巡洋艦三隻その他軍艦八隻を喪失、外に輸送船六隻に損害を蒙つたといはれ、上陸作戦の犠牲は少からぬものがあつた模様である。

六月十三日

米國空軍の四發爆撃機隊は二隊に分れ

十三日拂曉非常な高度を保つてドイツ北

岸に來襲したが、ドイツ防衛軍の邀撃を受け僅か一部がキール軍港並にブレーメンの住宅地區に盲撃ちに爆弾を投下した

だけで遁走した、ドイツ軍當局の声明によればドイツ軍は米軍の四發爆撃機十五

機を撃墜した。

六月十四日

損害保険國營再保險法施行令中改正（勅令第四九五號）公布

大本營發表 帝国海軍航空部隊は六月十二日再度大舉「ルツセル」島上空に殺到し敵數十機と交戦その三十三機を撃墜せり、我方の損害未歸還五機

六月十五日

國民服制式特例（勅令第四百九十九號）

工場法戰時特例（勅令第五百號）木船保險法施行規則（勅令第七七號）佃煮、煮物及煮豆最高販賣價格指定（農林省告示第三二一號）公布

詔書

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ六月十六日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名御璽

昭和十八年六月十五日 各國務大臣

○宮内省告示第九號

本月十六日帝國議會開院式ヲ行ハセラル

ル旨仰出サル

昭和十八年六月十五日

宮内大臣

苛烈なる決戦下必勝非常施策を確立すべき第八十二臨時議會の開院式は、けふ十

六日貴族院議場において擧行されるが、畏くも天皇陛下には、同開院式場に親

しく臨御あらせられる旨、十五日仰出さ

れた。

任海軍司政長官 蘭部 一郎

六月十六日

工場法戰時特例施行規則（厚生省令第一

八號）工場法施行規則中改正（厚生省令第一九號）鐵夫就業扶助規則ノ特例ニ關

スル件（厚生省令第二一號）布帛最高販

賣價格指定（商工省告示第五二三號）公布

國家の總力を擧げて米英擊滅の一黠に

癱瘓する、第八十二臨時議會開院式は

天皇陛下の親臨を仰ぎ、十六日貴族院議

場において嚴かに擧行された、畏くも

陸上には優渥なる勅語を賜ひ、貴族院副議長臣 佐佐木行忠

議員一同は有離き聖勅を拜して恐懼感

誠懇誠惶謹テ

貴院勅語奉答文

貴族院副議長臣 佐佐木行忠

激、現下の重大時局に處する責務を痛感するとともに聖旨を奉體して專心協賛の任を完うせんことを誓ひ奉つた。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕カ外征ノ師ハ萬難ヲ拜メテ隨處ニ勇戰奮闘愈々其ノ威武ヲ發揚セリ而シテ大東

亞ノ建設日ヲ逐ヒテ進ミ友邦トノ結盟ヘ益々固キヲ加フ朕深ク之ヲ欣フ今ヤ時局

洵ニ重大ナリ宜シク億兆一心全力ヲ盡シテ敵國ノ非望ヲ破碎スヘシ朕ハ臣民ノ忠誠勇武ニ信倚シ速ニ征戰ノ目的ヲ達成セムコトヲ期ス

朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

御聖文武天皇陛下ニ上奏ス

爰ニ第八十二回帝國議會開院ノ盛典ヲ行

ハセラレ優渥ナル

勅語ヲ賜フ恭ク惟ルニ外征ノ皇師ハ萬難

發揚セリ而シテ大東亞ノ建設日ヲ逐ヒテ

進ムヲ見ル寔ニ

陛下ノ威徳ニ賴ルニ非ラスンハ焉ソ是ノ

如キヲ得ムヤ然リト雖モ今ヤ時局洵ニ重

大ナリ

陛下深ク軫念アラセラレ億兆一心全力ヲ

盡シテ敵國ノ非望ヲ破碎シ速ニ征戰ノ目

的ヲ達成セムコトヲ宣ハセ給フ

聖意ノ深遠ナル洵ニ感激ニ勝ヘス臣等謹

テ獻旨ヲ奉體シ愼重審議協贊ノ任ヲ竭シ

以テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣行忠烈懼ノ

至ニ任ヘス謹テ奉答ス

衆議院勅語奉答文

恭シク惟ルニ

車駕親臨シテ茲ニ第八十二回帝國議會開

院ノ盛式ヲ舉ケサセラレ優渥ナル 勅語

ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ皇軍勇

武每戰偉功ヲ奏シ大ニ國威ヲ中外ニ宣揚

ス是レ偏ニ

陛下ノ稟威ニ賴ラスムハアラス臣等謹ミ

テ聖旨ヲ奉體シ時局洵ニ重大ナルニ鑑ミ

舉國一體愈々忠誠ヲ致シ全力ヲ盡シ速ニ

聖戰ノ目的ヲ達成スルニ努メムコトヲ誓

フ臣等慎重審議協贊ノ任ヲ完ウシ以テ上

陛下ノ隆恩ニ應ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬

イムコトヲ期ス衆議院議長岡田忠彦誠恐

誠惶謹ミテ奏ス

第八十二回帝國議會に政府より提出さ

れた豫算其の他法律案左の如し

法律案

一、企業整備資金措置法案

一、朝鮮食糧管理特別會計法案

一、朝鮮における米穀の生産を確保する

ための補給金および企業の整備に要す

る經費の財源に充つたため公債發行に

關する法律案

一、臺灣における米穀の生産を確保する

ための補給金の財源に充つたため公債

發行に關する法律案

一、昭和十八年法律第九號（昭和十八年

度一般會計歲出の財源に充つたため公債

發行に關する法律）中改正法律案

一、昭和十七年法律第二十三號（陸軍作

業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計

法及海軍工廠資金會計法の臨時特例に

關する法律）中改正法律案

一、國民厚生金庫法中改正法律案

一、昭和十八年度各特別會計歲入歲出豫

算追加案（特第一號）

（第一號）

一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を

なすを要する件（追第一號）

帝國議會貴衆兩院に於て東條總理大臣

は施政演説を爲し新しき大東亞の建設な

くして東亞民族の福祉なしとの建前から

大東亜共榮圏内の諸邦のこと逐一觸る

感謝決議

所があつて日華關係に付ては根本的改訂を斷行し、比島に對しては本年中に獨立の榮譽を與へんことを明示し言々句々實に萬邦をして其の所を得せしめ兆民をして其の堵に安んぜしむる民族的眞心の滲み出づるの感あらしめた、次で陸相として各方面の戰況を述べ特にアツツ島に於ての山崎部隊のアリニーシヤンの孤島を死守して最後の關頭に立つの時傷病兵は自決し殘れるもの皆生きて俘虜の恥かしめを受けざることを約し敢然最後の鬪を闘つたと壯烈鬼神を泣かしむるの報告を爲し、島田海相も亦各海洋方面の大多なる戰果を述べ山本聯合艦隊司令長官の戰死につき「その搭乗機が敵と激烈なる戰闘を交し遂に機上に於て壯烈なる戰死を遂げられた勇猛敢闘の狀況を報告する所があつた。

貴族院に於ては陸海軍に對し左の感謝決議を可決した。

大東亜戰爭勃發以來帝國陸海軍は緊密なる連繫を保ち力戰奮闘の處に敵軍を破壊しその據點を覆滅し威武を中外に宣耀す而して大東亜共榮圏の建設亦着々その歩を進む寔に欣慶に堪へざるなり貴族院は茲にその偉功を頌し且つその雄健を祈るとともに祁寒酷暑を冒し遠征勇往護國の鬼と化したる幾多の英靈に對し深くその忠誠に感じ敬弔の微衷を表し併せて傷病將兵に對し厚く同情の憫誠を效す衆議院は本會議に、陸海將兵に對する感謝、敬弔決議案を上程、内田信也氏趣旨辯明に當り滿場一致これ可決した。

決議

米英擊滅の聖戰起りてより茲に一年有半、忠誠勇武なる帝國陸海軍は前古未曾有の大戰果を收め、東亜の天地を制壓して皇威を四海に光耀す、今や戰局進展し敵の反攻熾烈なるに方り、我が陸海軍は陸に海に空に、勇戰奮闘、毎に敵を擊摧し、帷帳の神籠國土の鐵陣と相待ち相應して儼然必勝の勢勢を確立す、是れ固より、御稟威の下、皇軍將兵至誠盡忠の武勳に依るものにして、全國民齊しく感謝感激措く能はざる所なり、皇國の隆盛繁榮す而して此の連續決戦に在るを念ひ、國を舉げて奮然興起敢闘の熱火に燃え、相結束して戰力の增强に邁進し以て天業の完遂に努めざるなし、衆議院は時に院議を以て帝國陸海軍の偉勳に對し、深く感謝の誠を致し併せて忠肝義膽鬼神を哭かしむる幾多崇高なる戰没將兵の英靈に對し厚く敬弔の忱を表す

六月十七日

政府は塊下食糧増産の緊要性にかんがみ肥料ならびに農機具の供給を絶對確保との建前より肥料、農機具生産を職時行政特例による五大重點產業と同様に取扱ふ方針を決定、十七日豫算總會において小川委員長の代表質問に答へて鈴木企畫院總裁より政府決定の主旨を答辯し

た。

わが海軍航空部隊の敵船撃沈はさる

三月二十八日の第一回オロ湾攻撃以来フ

ロリダ島沖海戦（四月七日）第二次オロ

灣攻撃（四月十一日）モレスビー攻撃（四

月十二日）ミルン湾攻撃（四月十四日）

に五月五日から二十四日までの飛行機に

よる敵船舶擊沈の戦果を合すれば、三十

一隻であり、これに今回ルンガ沖航空戦

の新戦果を加ふる時は擊沈實に三十八

隻に達する、またこれらの屢々の敵船舶

攻撃に際してこれに伴ふ空中戦において

わが強襲の妨害に出た敵戦闘機は百八十

一機以上を擊墜せられ敵の護衛艦艇は巡

洋艦一隻、驅逐艦四隻を擊沈せられてゐ

る。

六月十八日

東京都官制（勅令第五〇四號）東京都書

記官ノ特別任用等ニ關スル件（勅令第五

〇八號）東京都制施行令（勅令第五〇九

號）郵務調整令中改正（勅令第五一三號）

賃金統制令中改正（勅令第五一四號）公布

大本營發表 帝國海軍航空部隊は六月

十六日戰爆連合の大編隊を以てガダルカ

ナル島ルンガ沖敵輸送船團を強襲せり。

本日迄に判明せる戦果左の如し。

輸送船 大型四隻 撃沈

同 中型二隻 撃沈

同 小型一隻 撃沈

司 大型一隻 中破

驅逐艦 一隻 撃沈

飛行機 三十二機以上撃墜

我方の損害 未歸還二丁機

註 本戦闘をルンガ沖航空戦と呼稱す

十七日に政府提出案全部を迅速に審

議可決して戦力増強を中心に必勝体制の

確立に建設的な協力の實を發揮した衆議

院では米英撃墜に燃ゆる一億國民の總蹶

起を促すため十八日午後一時七分開會の

完遂せざるべからず。

本會議冒頭米英撃墜一億戰闘決議案（前
田米藏氏外議會役員八十名提出）を上程、
永井柳太郎氏起つて熱烈なる趣旨辯明を

なし、滿場一致これを可決、これに對し

東條首相起つて衆議院の決議案の趣旨に

は全然同感にして政府は今後ます／＼一
億國民と共に米英撃墜に邁進したい旨の

挨拶があつた。

米英撃墜一億戰闘決議

萬古不磨の皇猷に遵由し八紘爲宇の

宏謀を具現して東亞に於ける米英多年の

侵略を拜除し十億の民生をして各々其の

所を得しめ進んで世界を國際正義の上に

再建し人類共榮の理想を達成するは實に

皇國の使命なり

斯の歴史的重大時期に際し帝國は其の

大東亞における地位と責任とに鑑み其の

總力を結集して戰爭目的に邁進し同時に

益々獨伊を始め盟邦諸國との聯繫を緊密

にし東西相扶け相應ぐ以て曠古の大業を

の生産力を頼み熾烈なる反攻を企圖し今や戦局正に苛烈なる連續決戦の様相を呈するに至れり吾等は終局の完勝を確信し此際各職域に於て一億國民渾然一體勃々たる敢闘の大精神を發揚し速かに暴戾非道の敵米英を撃摧して大東亜共榮閣を確立し以て徽勲を安んじ奉り戰歿將兵殉國の遺志を貫徹し其の忠魂に酬いむことと誓ふ。

右決議す。

大東亜戦争下當面せる決戦段階に對處して戦力増強を更に一段と推進せしむべき重要施策を俎上に第八十二臨時議會は決戦下に相應しい眞摯な審議を重ね十八日をもつて幕を閉じたので政府は成立をみた企業整備資金措置法案はじめ關係法律案、豫算案の公布施行を急ぎ、戦力の晝期的な増強を目途とする決戦新施策の速かる遂行を期することとなつた。

六月十九日

東京都制施行規則（内務省令第五〇號）

時局日誌

東京都東員服務規律（内務省令第五一號）
地方稅法施行規則中改正（内務省令第三號）
地方分與法施行規則中改正（内務大藏省令第四號）公布

印度總督リンドゴーに代りて印度派遣英軍司令官元帥ウエーヴェル印度總督にオービンレック將軍其の後任に夫く
れ交迭した。

六月二十日

インド獨立運動の指導者チヤンドラ・

ボース氏は獨逸亡命中であつたが突如日本に現はれ、各方面を歴訪し日本の強力なる支援のもとに東亜の一角より祖國印度の同胞に向つて印度人の印度を建設せよと咆哮し、活潑な獨立運動を展開することとなつた。ボース氏よ健在なれ。

（商工省告示第五三六號）公布
昭和十八年度歲入歲出總豫算追加ノ件
(六二〇、〇〇四、五三〇圓)公布

昭和十八年度歲入歲出總豫算追加ノ件
(六二〇、〇〇四、五三〇圓)公布

（商工省告示第五三六號）公布

鐵線亞鉛引鐵線及釘最高販賣價格指定昭和十六年九月告示第八一〇號中改正（商工省告示第五三二號）
警防團服、青年學校訓練服及學童服最高販賣價格指定昭和十七年十二月告示第一二八二號中改正

○○噸の曳船によつて留萌から東京まで八百浬を五日で航行し輸送力速力共に新記録をつくつた。

六月二十一日

大海洋筏は長百二十五米幅二十五米松の原木七千五百八十一本二萬石の巨體を

補佐世保鐵守府司令長官
補水路部長　　海軍中將　阿部　嘉輔

補吳鎮守府司令長官
海軍中將　小松　輝久

獨軍當局は開戦以來本年五月三十一日

までに反樞軸飛行機總計一萬八千三百四

十六機を擊墜した旨二十一日發表した、

内一萬四千二百三十三機は獨軍により、

四千百十三機は伊軍による。

六月二十二日

支那派遣軍報道部二十二日發表

一、軍は江南撃滅作戦の目的を達し元要

勢に復歸し追跡する敵の弱點に乘じ所要

の兵力をもつて反轉攻勢に出で、宜都南

方および東南方地圖において中央直系二

個軍を擊滅し、引續き公安南方地圖にお

いてさらに他の一個軍主力に甚大なる打

撃を與へたり、六月一日以後十日間にお

ける戰果左の如し。

1、敵に與へたる損害重慶軍戦死九千四

百十五、俘虜四百八十八、主要鹵獲品

各種火砲二十五、重輕機八十一、小銃

千十三

2、わが方の損害百四十六

讀賣新聞社々長

日本出版會々長

正力松太郎

綜合戰果

松竹社長

大谷竹次郎

毎日新聞社長

高石眞五郎

朝日新聞社主筆

緒方竹虎

同盟通信社々長

吉野伊之助

主要鹵獲品 船舶一萬六千トン各種火

砲百十五、重輕機五百五十二、小銃五

映畫配給社々長

植村泰二

情報局參與被仰付

六月二十四日

千九百三十七

六月二十三日

2、わが方の損害 六百二十一

鉢類最高販賣價格指定昭和十六年三月告

示第一六三號中改正（商工省告示第五四

三號）公布

道防空規則中改正（鐵道省告示第二三號）

地方財政の再編成及び調査班設置に關

し六月二十四日内相官邸に

△内務省・唐澤次官、古井地方新居國土

兩局長、川井勅任監査官以下關係課長、

監査官八大理省・迫水總務、植木主計松

隈主稅各局長以下關係課長參集、右調查

に關する兩省の懇談會を開いた結果、ま

づ左記事項につき直ちに調査研究を開始

することに決定した。

1、時局の進展に伴ふ地方歲出の増嵩お

よびこれに對應すべき地方財源の充足

状況ならびに地方負擔の現状

二、企業整備等重要な國の施策に伴ふ

地方財政上の影響

三、増産等戦力擴充上必要な地方施設

の現状及施設計画の進行状況

四、地方分與税制度の運用に関する検討

六月二十五日

企業整備資金措置法（法律第九五號）石

油專賣法施行令（勅令第五三六號）石油

専賣法戰時特例（勅令第五三七號）日本

證券取引法施行令中改正（勅令第五四一

號）公布

第二回行政督察使として石炭山を中心

としての査察を行ふために左の通任命せ

られた。

内閣顧問 藤原銀次郎

行政督察使被仰付

六月二十六日

統制會勅令行政職權委譲等ニ關スル件

（勅令第五四六號）日本證券取引所法施

行規則（大藏省令第五五號）銀行等資金

運用令施行規則第四條第一項ノ規定ニ依

石油專賣法施行細則（商工省令第三〇號）

石油賣捌規則（商工省令第三一號）石油

販賣取締規則中改正（商工省令第三三號）

石油配給統制規則中改正（商工省令第三

四號）石油業法施行規則中改正（商工省

令第三五號）農機具最高販賣價格指定昭

和十七年五月告示第二八〇號中改正（農

林省告示第三四七號）公布

大本營發表 ソロン群島方面帝國陸海

軍地上部隊は六月二十日、二十一日、二

十三日、二十五日、來襲せる敵延機數二

百九機と交戦し其の二十七機を擊墜せ

り。

六月二十八日

資金統制令施行規則中改正（厚生省令第

二四號）胚芽及胚芽粉最高販賣價格指定

（農林省告示第五一號）公布

工、内務、大東亞省令第一號）公布

大本營發表 一、帝國陸軍航空部隊は

六月二十日及び二十二日濱洲西北部にお

ける敵空軍基地「ポートダーウイン」を

攻撃せりその状況次の如し。

1、六月二十日敵戦闘機四十數機と交戦

その二十七機を擊墜し地上にありし三

機を擊破せる外兵舎群の大部及び飛行

場施設を爆碎、數箇所を炎上せしむ、

我方の損害自爆三機なり。

2、六月二十二日戦闘機隊を以て再び進

攻せるも敵飛行機及び対空火器とも我

に應戦するものなく、全機無事歸還せ

り。

二、帝國陸軍航空部隊は六月二十日及び

二十一日「ニューギニア」島「ワウ」附

近敵飛行場を攻撃次の戦果を收めたり。

1、六月二十日「ワウ」において地上に

ありし敵飛行機三機を擊破す、我に損

害なし。

2、六月二十一日「サラモア」附近上空

において敵戦闘機二十數機と遭遇その八機を撃墜三機に損傷を與へたり、我方一機未だ歸還せず。

政府は大東亜戦下戦力増強と遭遇その重要施策の渗透徹底を圖るためかねてより官民一體の體制を強化するとともに行政部面の機構ならびに機能の刷新に努めて來たが、戦局の推移に伴ひ新なる決戦段階に當面して超重點軍需物資の飛躍的増産を始め過般の臨時議會を通過した企業整備、金銀増産の決戦諸施策の實施を機會に、戰時下ます／＼重要性を加へつゝある地方行政をこの際根本的に刷新強化して官民の接觸點となる第一線行

政の綜合調整的運営を圖り決戦下重要政策の透徹に遺憾なきを期することなり、二十八日の臨時閣議に「地方行政刷新強化に關する件」を附議、安藤内相・森山法制定長官から趣旨を説明し各閣僚から種々意見を述べこれを決定、同日午後五時半内閣情報局から左のごとくその内容

容を發表した。要綱の主なる點は（一）

内地を九地方に分け各地方に地方行政協

議會を置き、協議會所在地の地方長官を委員として地

行と非常事態に處する行政の運営を期すこととなつたが、この新機構の運用如何はかゝつてこれが中核となるべき協議會を置いたる地方長官ならびにこれを輔佐す

る勤任參事官の手腕にありその意味でこれに伴ふ人事が頗る注目されてゐる。

來月十四日から三日間大東亜會館に開

かれる第四回中央協力會議總會は時局下

重大な使命を持つに鑑み、翼賛會では前

後二回にわたり運營委員會を開いて慎重

に準備を進めてゐたが、會議運營の新方

針、會議の日程および百五十件の會議質

示をなし（一）特殊地方行政に關しては

指示をなすことを求める（二）（一）

提出議案がそれ／＼決定を見たので、眞

議長を發表した。

海軍大將 小林 跡造

中央協力會議々長ヲ委嘱ス

内閣及び各委員の改任については二十

九日の定例閣議において星野内閣書記官

實況によつて從來となく指摘されてゐた

いはゆる府縣割據の弊を打破し戦力増強

を目標とする決戦諸施策の圓滑適切な遂

ごとく發表された、委員數は貴族院議員

九十五名、衆議院議員二百六十名、學識經驗者四十九名計四百四名で前年に比し貴衆兩院議員は各十七名を増加し學識經驗者は一名を減少、結局總數において十三名の増加となつた。

南太平洋方面に航空兵力を頻に増強してゐる敵は二十六日早朝コロンベラン島にヨンソリド・テットB二四、ダグラス急降下爆撃機(SBD)P四〇等總計三十機が來襲、これに對しわが陸海軍地上部隊は果敢なる反撃を加へ七機を擊墜、また同日早朝ニュージョージア島ムンダにもSBD、グラマン戦闘機等總數五十二機が攻撃を加へ來つたがこれまた陸海軍地上砲火により六機を擊墜した。

獨軍當局發表によれば獨空軍戰闘機隊は去る二十日から二十六日にいたる一週間に東部戰線においてソ聯機百七十二機を擊墜した、同期間ににおける獨軍の損害十八機、なほ同じく獨軍筋の言明するところによれば東部戰線の獨軍が六月一日、

から二十七日までに擊墜したソ聯機は總數九百四十八機で一日平均三十五機に達する。

六月三十日

地方行政協議會令(勅令第五四八號)戰時行政職權特例中改正(勅令第五四九號)公布
地方參事官臨時設置制(勅令第五五〇號)
恩給法施行令中改正(勅令第五六一號)企業整備資金措置法施行令(勅令第五六三號)公布

鈴木 謙吉

任陸軍司政長官

むらがる敵に突き入つて
玉と碎けた兵隊さん

ち宮にみんな神まわり

後に續くと誓ひます

三、五條の訓守りつゝ

日本軍の崇高さを

見事示した兵隊さん

その勳を受継いで

この敵さつと破ります

「みんなの誓」

加藤朝春

一、天皇陛下萬歳と

アツツの島を血で染めて

華と散られた兵隊さん

あの發表を聞いたとき

北を睨んで泣きました

二、遙かに皇居伏し拜み